

平成28年10月24日

保護者様

学校感染症による出席停止に関して

国立市立国立第二中学校
校長 篠原 政一

最近ノロウイルスによる感染性胃腸炎が流行していますが、これから寒さが厳しくなり空気が乾燥してくるとインフルエンザも流行してきます。生徒がインフルエンザ等の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止となり、登校する時には「証明書」必要となります。出席停止の期間は、感染症によって違いがありますので、表をご確認の上、医師が指示するまで休ませてください。必ず本人が受診し、「証明書」を発行してもらってください。「証明書」は学校からお渡しいたしますが、学校のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

尚、早退や遅刻（証明書を受け取るための受診）は出席停止の扱いになります。

児童・生徒のかかりやすい主な感染症名	登校できない期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎（プール病）・急性出血性結膜炎・結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	条件や症状により学校医・医師が指示するまで。ただし、状況により学校医・医師が登校を認めた場合は、証明書の提出は不要
	学校医・医師により症状が重症化したと認められた場合及び 出席停止の扱いが必要な場合は、証明書の提出を必要とします。